

同年月日	令和	年	月	日	常務理事	事務長	会計	担当	担当
支払年月日	令和	年	月	日					
支給決定額			拾万		百	拾			

記入例

健康保険 被保険者 療養費支給申請書 (はり・きゆう用)

※ 鍼灸師等への受領委任払いは行っていません。

① 令和 3 年 11 月 分

被 保 険 者 が 記 入 す る と こ ろ	② 被保険者の記号と番号	記号	100	番号	9999	③ 会社名	(株) タクマ		
	④ 被保険者の氏名	田熊 一郎			⑤ 生年月日	S	H・R	45	年 10 月 10 日
	⑥ 申請が被扶養者に関する時はその者の氏名	田熊 幸子			生年月日	S	H	47	年 4 月 15 日
	⑦ 傷病名	五十肩			⑧ 発病又は負傷の原因及びその経過	大掃除で、高い場所を拭いた後から痛みだした。			
	⑨ 発病又は負傷の年月日	令和	3	年 10 月 15 日	⑩ 第三者の行為によるものですか	はい	いいえ		
受 取 代 理 人 の 欄	⑪ 本申請に基づく給付金に関する受領を、事業主に委任します。 令和 3 年 12 月 7 日								
	本人 (被保険者)	住所	尼崎市田熊町 1-2-3						
		氏名	田熊 一郎			電話 (06)	6012-3456		
	事業主	住所	被保険者の勤務先の人事(総務)に記入してもらってください						

は り 師 ・ き ゆう 師 が 記 入 す る と こ ろ	初療年月日	施術期間 自・令和	年 月 日	美日数	請求区分	
	年 月 日	至・令和	年 月 日	日	新規・継続	
	傷病名	1. 神経痛	2. リウマチ	3. 頸腕症候群	4. 五十肩	転 帰
		5. 腰痛症	6. 頸椎捻挫後遺症	7. その他 ()		継続・治癒・中止
	初検料	1. はり	2. きゆう	3. はりきゆう併用	円	適 用
	施 術 内 容	はり	円 × 回 = 円			あんま・マッサージ師に記入を依頼してください
		きゆう	円 × 回 = 円			
		はり・きゆう併用	円 × 回 = 円			
		電療料	円 × 回 = 円			
	往療料	2kmまで 円 × 回 = 円				
加算 (km)	円 × 回 = 円					
費用額計					円	
施術日 通院○ 往療◎	月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31				
上記のとおり施術を行い、その費用を領収しました。					令和 年 月 日	
施術証明欄		住所				
		はり師・きゆう師 氏名				
		電話				
同 意 記 録	同意医師の氏名/病院名	住 所 / TEL	同意年月日	傷 病 名	要加療期間	

* 退職後に受給する場合の振込先金融機関		令和 年 月 日 提出	健 保 受 付 印
金融機関名	支店名		
口座番号	普・当 No.		
フリカナ	口座名義		

【 記入上の注意 】

〔 被保険者の方へ 〕

1. この申請書は、毎月単位で作成してください（1ヵ月毎に1枚の申請書が必要です）。
2. ① から ⑪ までは、すべて被保険者が記入してください。
3. ⑧ 欄は、分かる範囲でできるだけ詳しく記入してください。
発症の原因が業務上または通勤途上の場合、労災保険に該当するため健康保険組合に請求することはできません（事業所の担当部署にご連絡ください）。
4. ⑩ の受取代理人欄の本人（被保険者）は、被保険者の住所・氏名を記入してください。
5. ⑪ の受取代理人欄の事業主は、事業所のご担当者に署名をしてもらってください。
6. 傷病の原因が第三者によるものであるときは、別途提出書類が必要となりますので、健康保険組合にご連絡ください。
7. 申請の際には、「医師の同意書」（原本）を添付してください。医師の同意は、6ヵ月毎に必要です。
再同意の場合でも、施術の同意には「医師の同意書」の交付が必要です。
8. 施術に要した費用の領収書（原本）を必ず添付してください。

〔 鍼灸師等へ 〕

1. はり師・きゅう師が記入する欄は、施術者が記入してください。
なお、施術日の欄は、この申請書により申請する月の該当日のみ○（往療が行われた場合は◎）で囲んでください。
2. 往療が行われた場合は、往療を必要とした理由を摘要欄に記入してください。
3. はり師・きゅう師が記入する欄の傷病名に記載されている傷病名以外の傷病の場合は、当該傷病名をその他の（ ）内に記入してください。
4. 施術期間が6ヵ月を超える場合、医師の再同意が必要です。
医師から同意書の交付を受け、施術を受けている患者が6ヵ月を超えて引き続き施術を受けようとする場合、再度医師から同意書の交付を受ける必要があります。
また、変形徒手矯正術を受けている患者が1ヵ月を超えて引き続き変形徒手矯正術を受けようとする場合も、同様に同意書の交付を受ける必要があります。